

審 査 基 準

基準の名称		猟銃等の販売事業の許可審査基準	
法 令 等 名		根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
武器等製造法		1 9 - 1	猟銃等の販売事業の許可
基 準 の 内 容			
(販売の事業の許可) 第十九条 猟銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売する猟銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。(但し、猟銃等製造事業者がその製造に係る猟銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。) 2 第五条〔許可の基準〕第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。 (販売事業の許可申請) 第十九条 法第十九条〔販売の事業の許可〕第一項の規定により猟銃等の販売の事業の許可を受けようとする者は、様式第十一の猟銃等販売事業許可申請書を店舗の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。			